

秋田県の教育相談等取組状況について

令和4年2月10日（木）
秋田県教育委員会

秋田県教育委員会 1

令和3年度 教育相談関連事業

スクールカウンセラーの配置（臨床心理士等）

- ・ 中学校、高校等におけるカウンセリングによる心理的支援

広域カウンセラーの配置（臨床心理士等）

- ・ 小学校等におけるカウンセリングによる心理的支援
- ・ 事故等、突発的事案に対する緊急支援

スクールソーシャルワーカーの配置

（社会福祉士等の有資格者と校長OBをペアで配置）

- ・ 学校等と関係機関のコーディネート

すこやか電話の設置（指導主事等）

- ・ 学校に相談できない事案等に対応

SNS相談の実施（臨床心理士等）

- ・ 学校に相談できない事案等に対応
- ・ 夏季休業明けに伴う不安等の解消

児童生徒、保護者の悩みや不安の解消

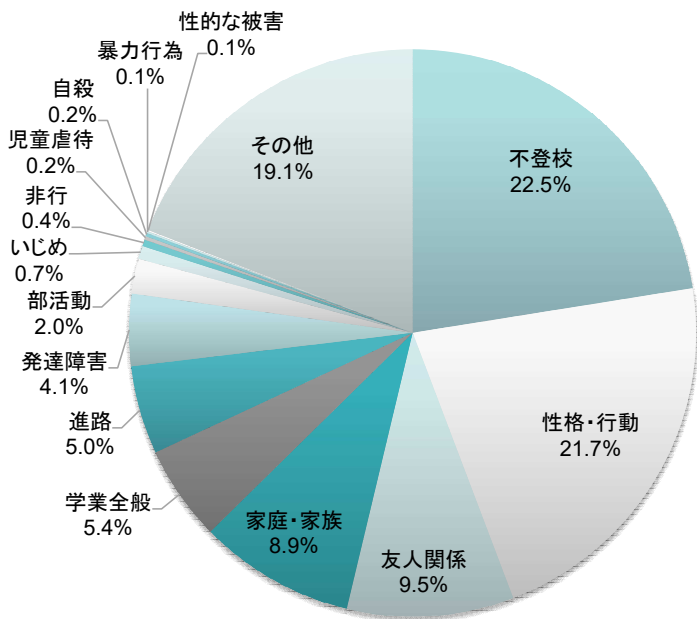
心の安定、学習意欲の向上、
将来の自立への基盤づくり

秋田県教育委員会 2

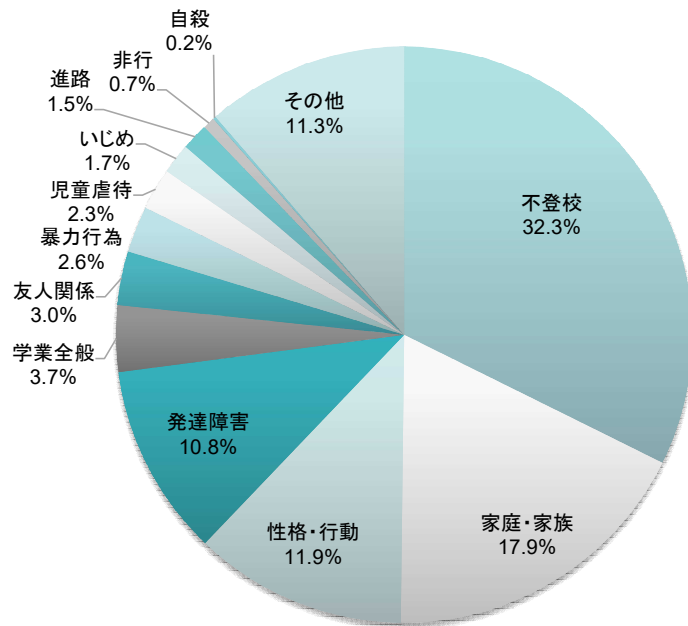
相談内容の内訳（小中高校）

スクールカウンセラーへの相談

※広域カウンセラーへの相談を含む



スクールソーシャルワーカーへの相談



「その他」の内訳: 病気に関すること、身体に関する悩み、校納金や授業料の滞納、事故の目撃などによるショックのケア、自傷行為など

令和4年度 教育相談関連事業

教育相談体制の整備	スクールカウンセラーの配置	配置先／のべ配置時間	R3当初(補正後)	R4当初(予定)
		分校を除く全市町村立中学校等	8,610時間	8,645時間
		全県立高等学校	750時間(1,465時間)	1,465時間
	広域カウンセラーの配置	配置先／のべ配置時間	R3当初(補正後)	R4当初(予定)
		3教育事務所(小学校等への対応)	950時間	1,040時間
		義務教育課(緊急支援対応)	140時間(317時間)	317時間
	スクールソーシャルワーカーの配置	配置先／のべ配置時間	R3当初	R4当初(予定)
	3教育事務所、1教育事務所出張所【新規】、総合教育センター、秋田明德館高校	5,760時間	6,912時間	
	相談電話の設置(すこやか電話)	実施方法		
		対象: 児童生徒、保護者等 相談体制: 各教育事務所、総合教育センターの指導主事、社会教育主事等が対応 受付時間: 平日8時30分から17時まで		
	SNS相談の実施	実施方法		
		対象: 中学生 相談体制: NPO法人「蜘蛛の糸」の相談員が対応 受付期間: 夏季休業明け前からの約1か月間の水曜日と日曜日、16時30分から21時30分まで		
生徒指導機能の向上	研修会の実施【新規】	実施内容		
		小学校の生徒指導主事等が対象		